平成２２年（フ）第６２８５号
大阪府豊中市野田町38番12号
債務者　永野　孝一
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０６号
新潟県柏崎市松波４丁目12番44―102号　高橋アパート、前住所新潟県柏崎市大字藤井1512番地
債務者　五十嵐正象
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１２５号
新潟県長岡市川崎町2652番地７
債務者　渡辺　慎一
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１６５号
新潟県長岡市川崎３丁目2376番地１
債務者　木山　　豊
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第３０５号
岡山県倉敷市玉島中央町２丁目８番16号
トゥール・トローA202
債務者　岡部奈緒美
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３５５号
函館市港町２丁目３番21号
債務者　両角　裕美（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３７３号
函館市海岸町９番11号
債務者　川口　隆志
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３７４号
函館市海岸町９番11号
債務者　川口満里子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３８４号
北海道亀田郡七飯町大川５丁目11番２号
債務者　村岡　豊一
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３８５号
北海道亀田郡七飯町大川５丁目11番２号
債務者　村岡　　睦
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３９１号
函館市入舟町６番８号
債務者　小松　香織
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２８２号
山形県天童市久野本３丁目15番５―202号
市営久野本第一住宅５号棟
債務者　佐藤　　等
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３１号
岐阜県揖斐郡揖斐川町市場965番地５
債務者　内田ちとせ
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
岐阜県大垣市昼飯町2138番地　メイプルハウス103
債務者　渡部　　淳
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第５４号
福岡県豊前市大字四郎丸423番地３
債務者　松本　正則
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
福島県会津若松市一箕町大字八幡字墓科80番地の32、前住所福島県会津若松市北滝沢１丁目３番16号　桃山ハイツ101号
債務者　渡部　伸栄
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１１４４号
さいたま市北区東大成町１丁目159番地６―703
債務者　木場利付子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１４５号
さいたま市北区東大成町１丁目159番地６―703
債務者　木場　亜美
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係